

改正 平成21年11月 2 日

改正 平成25年 8 月 26 日

改正 平成30年 6 月 29 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

改正 令和 6 年 8 月 26 日

（設置）

第1条 八王子市内で、施設の建替え・移転等が検討されている国有地・都有地等の跡地活用の方針等について調整及び検討（以下「調整等」という。）を行うために、「国有地等跡地活用調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 調整会議は、国・都等が所有する用地（原則1,000㎡以上、中心市街地については概ね300㎡以上）のうち、まちづくりの核となることが見込まれ、かつ、総合的な調整等を要する以下に該当する土地について、跡地活用の方針等の調整等を行うものとする。

（1） 土地所有者又は施設管理者において利用用途の廃止又は他の土地への移転が検討されており、土地所有者にその後の利用見込みがない

（2） 未利用であり、土地所有者に今後の利用見込みがない

（組織）

第3条 調整会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

（1） 都市計画部長

（2） 市長公室長

（3） 総合経営部長

（4） 総合経営部経営改革担当部長

（5） 契約資産部長

（6） 財政部長

（7） 産業振興部長

（8） 拠点整備部長

2 調整会議に座長を置き、都市計画部長をもって充てる。

3 調整会議に副座長を置き、市長公室長をもって充てる。

（座長及び副座長の責務）

第4条 座長は会務を総理し、調整会議を代表する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 調整会議は、座長が招集し、議長となる。

2 座長は、委員が欠席する場合、当該委員の代理として当該委員が指名した職員を出席させることができる。

3 座長は、必要に応じて委員以外の者を調整会議に出席させることができる。

（庶務）

第6条 調整会議の庶務は、都市計画部都市総務課及び市長公室都市戦略課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 26 日から施行する。